

健康

6月から特定健康診査が始まります

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

特定健康診査は、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病を予防・改善するための健診です。生活習慣病は、毎日の生活習慣により、良くも悪くもなる病気ですが、放置すると症状が出ないまま重症化し、いきなり心臓病や脳卒中の発作が起こったり、重度の糖尿病合併症を起こすなど、不自由な生活を余儀なくされることもあります。

対象者には5月末に受診券を送付します。この機会に、ぜひ健康診査を受けましょう。

**対象者**  
市国民健康保険加入者で、平成28年3月31日現在で40～74歳の人、または希望する若年者（20～39歳）

**検査内容**  
身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、診察など

**自己負担金**  
集団検診 700円  
医療機関検診 1,000円

※今年度40、45、50、55歳になる人は無料（国保人間ドックは除く）

**場所**  
集団検診会場または三豊・観音寺市指定医療機関

※若年者は集団検診のみです。若年者で検診を希望する人は、健康課までお問い合わせください。

くらし

原付、二輪車および小型特殊自動車の増税が延期されました

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

種類	平成27年度の税額	平成28年度以降の税額
原動機付自転車(50cc以下)	1,000円	2,000円
原動機付自転車(90cc以下)	1,200円	2,000円
原動機付自転車(125cc以下)	1,600円	2,400円
二輪の軽自動車(250ccまで)	2,400円	3,600円
小型特殊自動車(農耕用)	1,600円	2,400円
小型特殊自動車(その他)	4,700円	5,900円
ミニカー	2,500円	3,700円

平成26年度の軽自動車税の税制改正により、平成27年度課税から増税を実施する予定だった原動機付自転車、二輪の軽自動車および小型特殊自動車は、平成27年度の税制改正により、増税開始が1年延期されました。



くらし

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014  
税務課 ☎73-3006

保険料は、資格取得日を含む月から月割りで計算します。加入当初の保険料は、税務課から送付する納付書で納めてください。

なお、国民健康保険料が年金から天引きされていたり、口座振替になっていた人も、後期高齢者医療制度に加入した当初は、納付書での支払いが変わりますので、ご注意ください。

事由	資格取得日
75歳になる人	75歳の誕生日
転入した人	転入により住所を定めた日
生活保護が停止・廃止になった人	停止・廃止になった日
障がい認定を受けた人(※)	後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日

※65～74歳の人で、一定の障がいがある人。障がい認定を受けるには申請が必要です。

75歳になる人は、誕生日までに、県後期高齢者医療広域連合から特定記録郵便で被保険者証が送られてきます。誕生日から使用してください。

年度途中に後期高齢者医療制度に加入する人へのお知らせ

くらし

4月から介護保険料を改正しました

▶問い合わせ 介護保険課 ☎73-3017  
税務課 ☎73-3006

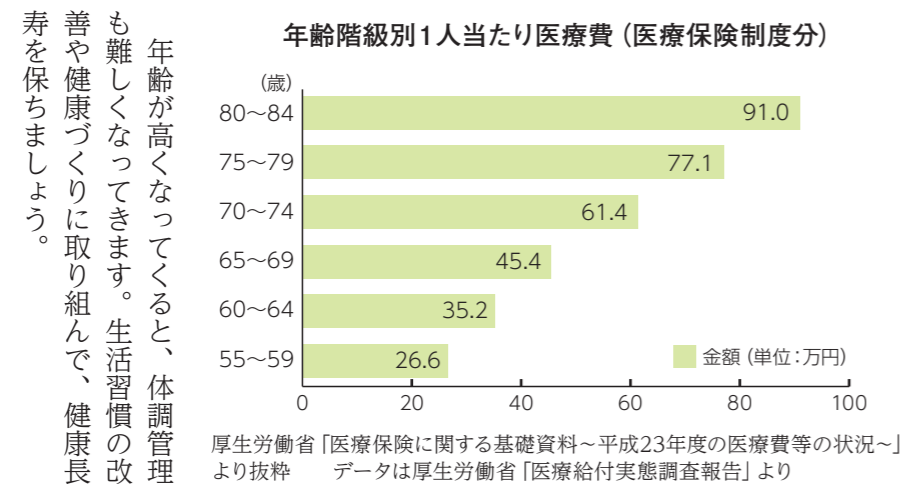
介護保険の第1号被保険者（65歳以上の人）の保険料は、サービスの整備状況やサービス利用の見込みに応じて各市区町村ごとに基準額を決めており、3年ごとに見直しています。

平成27～29年度の介護保険事業費の見込み額は約213億円。その2分の1は国、県、市が負担し、残りの2分の1を被保険者が負担する保険料でまかっています。保険料のうち、第1号被保険者が負担するのは全体の22%です。

これまでは、基金などを取り崩して活用することにより、保険料の負担上昇を抑制し、健全な財政運営に努めてきましたが、高齢化に伴う介護給付費の増加により、保険料を下記のとおり改正しました。

皆さんが納める保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

平成27～29年度の三豊市の介護保険料  
基準額は、年額64,800円です。  
(前年度の基準額は58,200円)



「うどん」のようにながくたつしやに健康長寿

1人当たりの医療費は、65～69歳が45.4万円であるのに対し、70～74歳は61.4万円（1.35倍）、75～79歳は77.1万円（1.69倍）。後期高齢者になると、医療費は60歳代の頃より30万円以上も多くなっています。

平成27～29年度の所得段階別介護保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額(単位:円)
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	●高齢福祉年金受給者または生活保護受給者 ●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.5 (0.45) 32,400 (29,100)
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75 48,600
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	0.75 48,600
第4段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.9 58,300
第5段階	被保険者本人は市民税非課税だが、同一世帯に市民税課税者がいる	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の人	1.0 64,800 (基準額)
第6段階	被保険者本人が 市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	1.2 77,700
第7段階		合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.3 84,200
第8段階		合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.5 97,200
第9段階		合計所得金額が290万円以上の人	1.7 110,100

※第1段階の( )書きは、公費投入軽減強化後の見込みです。平成29年4月には、第1～3段階の人について、軽減強化が3区分の段階に分かれて実施される予定です。